

氷見市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付)

第2条 市長は、原油価格等高騰の影響により経常的な支出が増加する医療機関等が事業の質を確保し、安定的に医療サービスの提供ができるよう、予算の範囲内において、支援金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。
- (4) 施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条の規定により開設した施術所をいう。
- (5) 助産所 医療法第2条に規定する助産所をいう。
- (6) 歯科技工所 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条の規定により開設した歯科技工所をいう。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付対象は、令和8年7月1日時点において市内に所在し、申請日時点において稼働している病院、診療所、薬局、施術所、助産所、歯科技工所を運営する者とする（公立の医療機関等は除く）。ただし、令和8年7月2日から令和9年3月31日までに廃止を予定している場合は、市長がやむを得ないと認めたときを除き、交付対象外とする。

(交付対象経費)

第5条 支援金の交付対象経費は、令和8年4月1日（同年同月2日以降に開設した場合は、開設日）から令和9年3月31日までの光熱費相当分とする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、別表1のとおりとする。ただし、令和8年4月2日から同年6月30日までに開設した施設の支援金の額は月割りにより算定し、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、氷見市医療

機関等物価高騰対策支援金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出するものとする。

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の交付を決定するとともに額を確定し、当該申請者へ通知するものとする。

（調査）

第9条 市長は、支援金に関し必要と認めたときは、当該申請者に対し、関係帳簿等の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

別表 1（第 6 条関係）

交付対象施設・要件	支援金の額
病院・有床診療所（医科・歯科）	1 床あたり 20,000 円 ※病床数は、令和 8 年 7 月 1 日時点の許可病床から、令和 7 年 7 月 1 日から 1 年間一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数を基準とする。
無床診療所（医科・歯科）、薬局、施術所（柔道整復・あん摩・はり・きゅう）、助産所、歯科技工所 ※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 3 に基づき、出張のみの届出を行っている施術所は、対象外とする。 ※同一開設者が同一敷地内で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所と柔道整復師法に基づく施術所を開設している場合は、同一の施設とみなす。 ※出張のみを行う助産所は対象外とする。	1 施設あたり 37,000 円

※公立の医療機関等は除く。